

東京都火薬類取締法施行細則（昭和三十六年東京都規則第六十五号）新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
<p>第一条から第四条まで（現行のとおり） （公安委員会の意見の聴取）</p> <p>第五条 支庁長が、火薬類の譲渡し、譲受け又は消費の許可をしようとするときは、火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「政令」という。）第十三条の例により公安委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>（公安委員会等への通報）</p> <p>第六条 支庁長が、火薬類の譲渡し、譲受け若しくは消費の許可若しくは許可の取消し又は廃棄の許可をしたときは、政令第十四条の例により公安委員会又は海上保安庁長官に通報しなければならない。</p> <p>（記載事項等）</p> <p>第七条 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下「規則」という。）第四十八条第一項の規定による火薬類消費許可申請書又は規則第六十五条の規定による火薬類廃棄許可申請書には、次の事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>一 から三まで（現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>第八条及び第九条（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第四条まで（略） （公安委員会の意見の聴取）</p> <p>第五条 支庁長が、火薬類の譲渡し、譲受け又は消費の許可をしようとするときは、火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「政令」という。）第九條の例により公安委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>（公安委員会等への通報）</p> <p>第六条 支庁長が、火薬類の譲渡し、譲受け若しくは消費の許可若しくは許可の取消し又は廃棄の許可をしたときは、政令第十条の例により公安委員会又は海上保安庁長官に通報しなければならない。</p> <p>（記載事項等）</p> <p>第七条 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下「規則」という。）第四十八条第一項の規定による火薬類消費許可申請書又は規則第六十五条第一項の規定による火薬類廃棄許可申請書には、次の事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>一 から三まで（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第八条及び第九条（略）</p>

(報告の様式)

第十条 法第三十六条第一項の規定による報告の様式は、別記第三号様式とする。

第十一条及び第十二条 (現行のとおり)

別記第一号様式から第三号様式まで (現行のとおり)

別記第八号様式から第十三号様式まで (現行のとおり)

(報告の様式)

第十条 法第三十六条第一項、規則第九条前段、第十二条前段、第三十四条前段及び第五十六条の六の規定による報告の様式は、別記第三号様式から第七号様式までとする。

第十一条及び第十二条 (略)

別記第一号様式から第三号様式まで (略)

別記第四号様式から第七号様式まで (略)

別記第八号様式から第十三号様式まで (略)